


一般財団法人 住友理工あったか基金

第12回（令和3年～令和4年）

ゆめまちびと
 **住友理工 夢・街・人づくり助成金**
in 北尾張

～SDGs まちづくり応援プログラム～

募 集 要 項

第12回住友理工「夢・街・人づくり助成金」in 北尾張の実施にあたり

住友理工グループは、今年度も「住友理工 夢・街・人づくり助成金 in 北尾張」を実施します。この助成金は、住友理工グループ従業員が主に居住する北尾張の5市2町（小牧市・春日井市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町・犬山市）の市民、町民の皆さまと一緒に「豊かな社会づくり」を目指して、みんなが住みたい街・住みたくなる街をテーマに夢をつくり、街をつくり、人を育て私たちの街を『私たちが考え、そして私たちが作っていく』ことを目指し、市民、町民として地域でさまざまな活動をされている活動団体を住友理工社員と住友理工グループが応援するもので、今回で第12回を迎えます。

住友理工グループは、地域社会の一員であることを常に自覚し『良き企業市民』として社会貢献活動を通じて社会との信頼関係を築き、豊かな社会づくりに寄与するとの活動理念を基に、5つの重点活動分野1. ダイバーシティ（多様な人材の活用）、2. 青少年の育成、3. まちづくり、4. 市民活動（社会貢献をしている市民団体の活動を支援する活動）、5. 自然環境との共生、を定めSDGsの開発目標達成に向けて、様々な団体と協働で社会貢献活動を行っております。

私どもとともに志をこれから実現させたい、更に活動を発展させたいとお考えの市民活動団体の皆様、是非、積極的なご応募をお待ちしております。

地域と共生する企業「住友理工グループ」は、このプログラムを通じ、少しでも社会課題が解決され、住みたい街、住みたくなる街へのお手伝いに皆さまと一緒に貢献して参りたいと思います。

一般財団法人住友理工あったか基金は、住友理工従業員の金銭的ボランティアを支援する基金（ファンド）です。登録した従業員は、1口100円、最大10口を給与天引きで寄付することができます。この寄付に、会社が同額をマッチングギフトとして充当することにより、同基金となります。基金は「住友理工あったかクラブ」の支援、社会課題解決に取り組んでいる団体、災害被災者支援に使われます。

1. 助成の対象となる事業

住友理工が重点的に取り組む5つの分野に関する事業に対して助成をします。

- 1) ダイバーシティへの貢献
- 2) 青少年の育成への貢献
- 3) まちづくりへの貢献
- 4) 市民活動への貢献
- 5) 自然環境との共生への貢献

※ダイバーシティとは・・・

人々の多様性を活かし、「そのひとらしく」生きられる社会を目指して、物理的・こころのバリアがなくなる社会づくりのこと

2. 助成の対象となる団体

営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を持続的に行う、もしくは行おうとする、市（町）民が活動する団体（法人格の有無は問わない）であり、以下の要件にいずれも該当することが必要です。

- 1) 3名以上の構成員で組織し、継続した活動をすでに行っている（またはこれから行っていく）団体であること。
- 2) 代表者や運営方法が規約または会則で決まっていること。
- 3) 申請した事業を適切に実施できる能力を持った団体であること。または、能力があると認められる団体であること。
- 4) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- 5) 暴力団、もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 6) その他の法令、公序良俗に違反する行いが無いこと。

3. 助成できる事業の要件

- 1) 愛知県北尾張地区の5市2町（小牧市・春日井市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町・犬山市）で行われる公益的な地域課題の解決を図るための社会貢献活動であり、応募団体が主催する事業であること。
- 2) 住友理工が重点的に取り組む5つの分野のいずれかに該当すること。
- 3) 事業の中間報告および、実績報告書にてその成果を報告できること。
- 4) 申請事業が、国・県・市町村および他の企業や公益法人から助成を受けている事業も助成対象となりますが、その場合は必ず申告すること。
※申告がなく、後から発覚した場合は助成を取り消す場合があります。
- 5) 事業期間が令和3年10月初旬の助成決定日から令和4年9月30日までに実施・完了する事業であること。
※申請回数に上限はありません。

以下の事業は対象となりません。

- 1) 特定の個人や団体または構成員のみが利益を受ける共益的・互助的な事業。
- 2) 趣味的活動を目的とするもの。
- 3) 構成員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動およびその練習（展示・発表会・イベント・大会参加等）
- 4) 単に教養の向上を目的とした勉強会や学習会。
- 5) 団体から他の団体等への単なる補助となっているもの。
- 6) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの。

4. 助成金額

交付金額	団体数	合計
夢づくりスタート部門 50,000円 ＜助成内容＞ すでに活動している団体、またはこれから活動を行おうとする団体が新規事業を立ち上げる時や、小規模な事業を助成します。	4団体	200,000円
街・人づくり部門 100,000円 ＜助成内容＞ モデルケースへの発展が期待される非常に公益性の高い事業や大規模な事業を助成します。	2団体	200,000円
交付総額		400,000円
※助成対象事業の実績を審査委員会が評価・検証し、優秀な事業を行った団体には奨励金3万円を別途交付します。（該当がある場合のみ）		

※審査委員の判断により、助成団体数および交付金額が変わる場合があります。

5. 助成の対象となる経費

申請事業の実施に必要な次の経費が対象となります。

区分	主な対象経費の具体例
人件費	対象事業に直接係る人件費（アルバイトを含む）に限る。 ※但し、助成金額の30%を上限とする。
謝金	講師や指導者、専門家への謝礼 など
旅費・交通費	講師や指導者、専門家への交通費・宿泊費 など（団体構成員の旅費は対象外）
通信運搬費	事業の実施に必要な郵送等の運搬に要する費用 など
印刷製本費	資料、パンフレット、ポスター等の印刷費や製本費 など
消耗品費	事業の実施に必要な文具等の購入費 など
使用料・賃借料	会場、機器等の使用料や借上げ料 など
燃料・光熱水費	事業の実施に必要な光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
会議費	事業の実施に必要な会議室使用料 など
保険料	事業の実施に必要な保険料
食糧費	事業の実施に必要な飲食代（会議や事業時のお茶など） ※但し、助成金額の10%を上限とする。 <u>飲食を主たる目的とした会合等の飲食費は対象外</u>
その他	必要であると審査委員会が認めたもの

6. 助成の対象外となる経費

- 1) 団体の事務所を維持するための経費
- 2) 団体の経常的な活動及び視察に要する経費
- 3) 団体の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費
- 4) 団体の構成員に対する謝金および申請事業に直接係らない人件費
- 5) 領収書がない等用途が不明なもの

7. 助成の対象となる事業期間

令和3年10月初旬の交付決定日から令和4年9月30日まで

8. 応募の方法

1) 応募期間

令和3年7月1日（木）から令和3年7月31日（土）まで
（当日消印有効）

※但し、日曜・祝日は提出先が休業となるため、窓口での申請書受付はできませんのでご注意ください。

2) 提出書類

①助成金交付申請書

②団体の規約、会則または定款の写し（任意様式）

③団体の会員名簿（任意様式）

※上記の申請書類は

大口町民活動センター（<https://machinetoguchi.com/>）
のホームページからダウンロードできます

3) 書類提出先

〒480-0126

丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地 健康文化センター 2階

（特）まちなっと大口事務局

※提出書類は、上記まちなっと大口事務局へ直接お持ちいただくか、郵送、メール、FAX にてお願いいたします。（内容に不備、不明な点があった場合は再提出していただく場合があります）

9. 審査の基準

1) 選考方法

有識者等7名で構成する審査委員会が、第1次審査として書類選考を行います。第1次審査で採択された団体には第2次審査の公開プレゼンテーションをしていただき、審査基準により総合的に審査し、選定を行います。

※プレゼンテーションの日程は10月初旬を予定しておりますが、決定次第お知らせします。

※プレゼンテーションの結果により、事業内容が相応しくないと審査委員会が判断した場合は、該当なしとする場合があります。

※第1次審査で採択された団体が、第2次審査のプレゼンテーションに参加できない場合は不採択とさせていただきます。

※必要に応じて、助成申請事業の内容についてヒアリング等の確認させていただきます。

■すべての申請書、報告書および審査内容は、事業終了後の優秀事業団体決定の選考に反映いたします。

2) 審査の基準

【評価項目】

項目	内容
公益性	一部の人の利益ではなく、積極的に広く利益を及ぼす事業であるか また多くの市町民ニーズへの対応や支持を得られる可能性があるか
実現性・安全性	実現可能な手法（実施体制）となっているか
	実現可能なスケジュールが立てられているか
	事業計画に対して安全性の確保とそのリスクに対する備えが考えられているか
	事業計画に対して妥当な予算が立てられているか
社会課題性	社会に顕在する問題点や課題を明らかにし、広く市町民の関心を高めていくことにつながる事業であるか
実効性	事業の実施により、社会課題に対して具体的な効果、または影響が期待できるか
独自性・独創性	発想、着眼点、手法などに先駆性や独創性、工夫があり団体の長所や特性が活かされているか
発展性	助成期間終了後も、さらに活動を発展させ、定着させていくことを目指した事業であるか
自立性	補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保に努めるなどの自立意識が認められるか

※審査員がそれぞれの項目を踏まえ評価し、協議の上、助成対象事業を選定します。

10. 助成金の交付決定及び通知

選考結果は令和3年10月初旬（予定）に審査委員会の選定結果をもとに、交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書（不交付の場合は、その旨の通知）を応募いただいた団体の連絡責任者に、書面にて通知します。

※採否の理由に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。

11. 助成金の交付

交付決定後、速やかに申請者から指定された金融機関口座に入金します。

※金融機関口座は、団体名義または団体代表者名義に限ります。

12. 助成事業の実施

基本的に、申請時に提出された事業計画・収支予算書に基づいて実施していただきますが、事業実施中に「中間事業報告」を書面にて提出していただきます。その中間事業報告の内容について、専門スタッフが運営状況についてアドバイスを行います。

13. 実績報告書の提出

事業完了後1ヶ月以内に速やかに、実績報告として下記書類をご提出ください。（最終提出期限は令和4年10月31日）

- ①実績報告書
- ②事業内容が分かる資料（写真、チラシ等）
- ③領収書等の書類（写し可）

14. 優秀事業に対する奨励金の交付

助成対象事業の実績により、審査委員会の審査により優秀な事業を行った団体に対し、更なる発展の支援として奨励金を交付します。

※該当する団体が無い場合は交付いたしません。

15. 助成金の返還

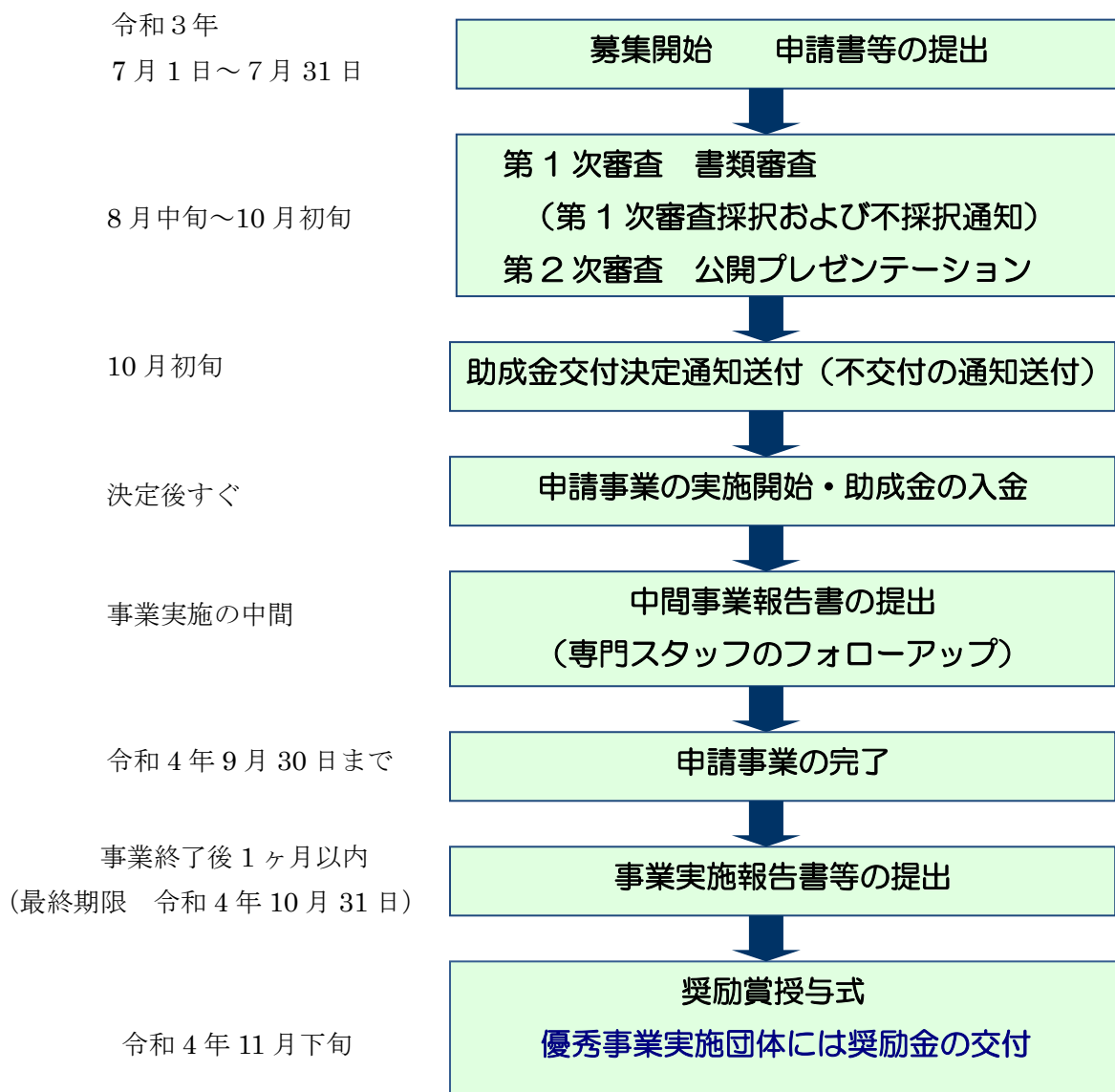
次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますのでご了承ください。

- 1) 申請内容に虚偽があると判明したとき
- 2) 正当な理由なしに事業実施報告書等が所定期限内に提出されないとき
- 3) 助成金を対象活動または対象経費以外に使用したとき
- 4) 申請事業を中止、または大幅に縮小したり、所定期間内に完了できなかったとき

16. 情報の公開

応募いただいた事業については、その事業概要、交付金額、実績報告を（特）まちなっと大口が、ホームページや広報紙等により公表させていただきます。また、添付される写真等についても公開しますので、提出物の著作権およびそれらに含まれる個人情報については、本人（本人が未成年等である場合はその保護者等）から承諾を得るなど配慮し、団体自身が責任をもって対処してください。

17. 住友理工 夢・街・人づくり助成金の流れ



<お問合せ・連絡先>

この助成プログラムについてのご質問や、申請書の記入方法、ご相談については（特）まちなっと大口 事務局までお問合せください。

特定非営利活動法人 まちなっと大口事務局

〒480-0126

丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地 健康文化センター 2階

TEL・FAX (0587) 22-6642

E-mail machinet@heart.ocn.ne.jp